

下水道のあゆみ

年次	本市の主な下水道関係事項	国の主な下水道行政
昭和8年	・市制施行（4.1）	・昭和8年までの国の下水道行政の推移（明治33年旧下水道法施行） （大正7年内務省土木局道路課で上下水道工事及びその補助に関する事項管理） （大正11年東京市三河島処理場供用開始）
昭和12年	・臨時上下水道課を設け、下水道調査費を計上し下水道計画の調査設計に着手	
昭和13年	・伝染病予防費の県費補助を一部財源として、柴町1丁目にモデル下水道を築造	・厚生省設置 ・内務省土木局第1技術課で上下水道工事の技術に関する事項を所管 ・厚生省衛生局保健課で水道及び下水道に関する事項を所管する事になり、いわゆる二元行政となる
昭和14年	・内務、厚生両大臣宛当初認可申請（5.1） ・国庫当初補助申請（5.17） ・当初認可（9.1） （戦前における下水道事業の最後の認可で我が国下水道事業50番目くらいの認可） ・臨時下水道課を設置（11.1） ・下水道受益者負担に関する川口市告示（11.30）	
昭和15年	・川口市下水道起工式（2.7） （下水道工事着手）	
昭和16年	・川口市下水道条例公布（11.26） ・川口市下水道条例施行細則告示（12.8）	
昭和17年	・臨時下水道課を下水道科と改める（11.1）	
昭和21年	・下水道科を下水道課と改める（3.1）	
昭和22年	・下水道課を水道課に改め、上下水道共管となる（5.1）	・下水道普及方策発表（6月） ・下水道築造工事継続費予算方式が単年度予算方式に改められ、国庫補助金の建設費直接財源交付が決定
昭和23年		・全国下水道会議が名古屋で開かれる（8月） ・建設省水道課誕生、下水道所管 ・厚生省水道課誕生、下水道所管
昭和25年	・水道課を水道部に改め、上下水道事業共管となる（4.1） ・上水道工事着手（7.24） ・上水道起工式（11.1）	・第1回上下水道研究発表会（7月） ・水道協会に下水道普及促進委員会設置（12月）
昭和26年	・全国下水道促進会議加盟	・下水道促進全国大会（2月） ・全国下水道促進会議結成（11月） （第1回総会並びに全国大会）
昭和27年	・上水道通水式（4.5） （給水開始）	・第2回全国下水道促進会議総会（12月） （下水道国策樹立要望決議）
昭和28年	・市長高石幸三郎氏全国下水道促進会議副委員長に就任	・第3回全国下水道促進会議総会（12月）
昭和30年	・上水道第1期工事完成（3.31） ・臨時水道建設部を廃止し、水道部機構を改正して上下水道事業を共管することとなる（4.1） （工務課下水道係）	・全国下水道促進会議下水道国策樹立要望の請願書を衆、参両院へ提出（1月） ・第4回全国下水道促進会議総会（10月）
昭和31年	・下水道第1期工事完成（3.31）	・建設省水道公団案発表 ・厚生省水道金融公庫案発表 ・自治庁地方公営企業金融公庫案発表
昭和32年		・水道行政3分割の閣議決定（1.18） ・建設省都市局に下水道課設置（4.1） ・建設省下水道を専管（終末処理場については厚生省）

年次	本市の主な下水道関係事項	国の主な下水道行政
昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> 水道部工務課下水道係が下水道課となる(4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道法制定(4.24) 水質汚濁防止対策要綱閣議了解 建設省下水道緊急整備5箇年計画案発表
昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> 川口市水道部長に川口市下水道使用料の徴収等を委任する規則公布(4月) 領家下水処理場供用開始(8月) 下水道使用料徴収開始(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道法施行令制定(4.22) 建設省土木研究所河川部に下水道研究室を新設 建設省下水道整備緊急措置法案要綱発表
昭和37年	<ul style="list-style-type: none"> 下水道課分掌事務を水道部長に委任する(8.1) 横曽根中継ポンプ場供用開始(11月) 川口市工事請負業者指名委員会規則公布(11.5) 川口市水洗便所改造資金貸付条例公布(12.28) 川口市指定排水設備工事店制度を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回全国総合開発計画閣議決定(10.5) 建設省下水道緊急整備5箇年計画発表(昭和38~42年度)
昭和38年	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造資金貸付制度実施(2月) 寿町ポンプ場供用開始(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境施設整備緊急措置法制定(12.24) 下水道緊急整備5箇年計画案発表(昭和38~42年度)
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川左岸南部流域下水道基本計画着手(埼玉県) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設省が流域下水道の構想発表 下水道受益者負担金に対する国有地分算化決定 下水道緊急整備5箇年計画内定(昭和38~42年度)
昭和40年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川左岸南部流域下水道基本計画完了(埼玉県) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本下水道協会設立(1月) 第1次下水道整備五箇年計画閣議決定(8.27) (昭和38~42年度、総事業費4,400億円、排水面積普及率27%)
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川左岸南部流域下水道事業開始(埼玉県)(4.1) 荒川左岸南部流域下水道組合設立(4.25) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道行政一元化の勧告(行政管理庁) 下水道管きよの布設工法制定 下水道維持管理指針制定
昭和42年		<ul style="list-style-type: none"> 下水道行政一元化の閣議了解(2.21) 下水道整備緊急措置法制定(6.21) (下水道整備5箇年計画の根拠法) 公害対策基本法制定(8.3)
昭和43年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川左岸南部流域下水道の関連公共下水道として川口市公共下水道基本計画の調査設計を完了 	<ul style="list-style-type: none"> 新都市計画法制定公布(6.15) 流域下水道は都道府県事業となり補助率は1/2
昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川左岸南部流域関連公共下水道として当初認可(12.25) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次下水道整備五箇年計画閣議決定(昭和42~46年度、総事業費9,300億円、排水面積普及率33%) 新都市計画法公布
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> 下水道課が下水道部となり維持管理課・推進課を置く(4.1) 川口市都市計画下水道事業受益者負担金条例公布(4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法制定(12.25) 都市計画中央審議会に下水道部会設置 公害防止計画(第1次)承認
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> 青木橋排水ポンプ場供用開始(6月) 仲町排水ポンプ場供用開始(7月) 塙前橋ポンプ場供用開始(9月) 荒川左岸南部流域下水道が県施行として当初認可(埼玉県)(12.13) 鳩ヶ谷公共下水道の事業認可を受け、旧鳩ヶ谷市の第1期事業に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次下水道整備五箇年計画閣議決定(8.27) (昭和46~50年度、総事業費26,000億円、普及率38%)
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> 丁張橋中継ポンプ場供用開始(5月) 元郷排水ポンプ場供用開始(5月) 下水道部に下水処理課を設置(8.1) (下水道部が3課制となる) 荒川左岸南部流域下水道一部完成供用開始(埼玉県)(10.1) 埼玉県土木部に下水道課新設(埼玉県) 埼玉県流域下水道が埼玉県事業として発足(埼玉県) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業センター法制定(5.29) 下水道事業センター発足(11.1)
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> 中川流域下水道当初認可(埼玉県)(3.29) 領家単独処理区として最終認可(5.8) 	

年次	本市の主な下水道関係事項	国の主な下水道行政
昭和49年	・荒川左岸南部流域下水道へ最初に流入開始（8.1） （南部第2準幹線へ接続）	・建設省土木研究所に下水道部を設置
昭和50年	・緑町ポンプ場供用開始（5月）	・日本下水道事業団発足（8.1） ・建設省下水道部に流域下水道課及び公共下水道課設置（下水道事業課は廃止）
昭和51年	・横曽根排水ポンプ場供用開始（4月） ・東領家中継ポンプ場供用開始（10月） ・榑木橋中継ポンプ場供用開始（10月）	・第4次下水道整備五箇年計画閣議決定（昭和51～55年度、総事業費75,000億円、普及率40%）
昭和53年	・中央橋中継ポンプ場供用開始（3月）	
昭和54年		・総量規制制度実施（6.12） （総量規制基本方針策定）
昭和55年		・総量規制基本計画の内閣総理大臣承認（3.18） （リン及びその化合物に係る削減指導方針策定） ・第5次下水道整備五箇年計画閣議決定（11.27） （昭和56～60年度、総事業費118,000億円、普及率44%）
昭和56年	・青木中継ポンプ場供用開始（6月） ・伊刈排水機場供用開始（9月）	
昭和58年	・中川流域下水道一部完成供用開始（埼玉県）（4月） ・旧鳩ヶ谷市里ポンプ場供用開始（6月）	
昭和59年	・中川流域関連公共下水道として当初認可（8.7）	
昭和61年	・西原ミニ下水道着手	・第6次下水道整備五箇年計画閣議決定（11.28） （昭和61～平成2年度、総事業費122,000億円、普及率44%）
昭和62年	・西原ミニ下水道供用開始（9月）	
昭和63年	・下水道部改め区画整理・下水道部となり、事業管理課、下水道維持課、下水道推進課、下水処理センターの4課制を敷く（4.1） ・南部第4処理分区雨水貯留施設認可（9.30）	
平成元年	・二軒在家排水ポンプ場供用開始（4月） ・中川処理区供用開始（4.1） （川口幹線へ接続） ・新堀中継ポンプ場供用開始（6月）	
平成2年	・南部第4処理分区雨水貯留施設完成	
平成3年		・第7次下水道整備五箇年計画閣議決定（11.29） （平成3～7年度、総事業費165,000億円、普及率54%）
平成4年	・領家第八公園ポンプ場供用開始（2月）	
平成5年	・領家単独処理区を荒川左岸南部流域関連公共下水道に編入する変更認可（3.12）	
平成7年	・南部第17処理分区（合流区域）の一部を横曽根第六排水区として分流雨水の変更認可（8.8） ・横曽根雨水幹線の事業着手	・兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）（1.17） （広範囲かつ深刻な下水道施設被害）
平成8年	・西原ミニ下水道を公共下水道に接続替える（10月）	・下水道地震対策技術調査検討委員会最終提言（8月） ・第8次下水道整備五箇年計画閣議決定（12.13） （平成8～12年度、総事業費237,000億円、普及率66%）

年次	本市の主な下水道関係事項	国の主な下水道行政
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> 中川流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、中川処理区と荒川左岸南部処理区の区域界の変更（全体計画の変更）を埼玉県に要望 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」策定（4.4） 「財政構造改革の推進について」閣議決定（6.3）
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 区画整理・下水道部改め、下水道部となり、4課の内、事業管理課を下水道管理課に改める。（4.1） 横曽根雨水幹線の完成 	<ul style="list-style-type: none"> 第8次下水道整備五箇年計画が七箇年計画に改定される（1.30） （平成8～14年度、総事業費237,000億円、普及率66%）
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川町ポンプ場の建設を国土交通省荒川下流工事事務所に委託し、工事に着手する。 	
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」策定（4.4） 第5次水質総量規制答申（10月）
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川町ポンプ場（機械・電気）築造工事着手 中川処理区の区域界の変更 領家汚水幹線の完成 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発庁、国土庁、運輸省及び建設省を母体とし、国土交通省を設置（1.6） 合流式改善対策検討委員会設置（6月）
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 荒川左岸南部処理区・中川処理区の区域界の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道技術開発プロジェクト「SPIRIT21」のスタート（3月） 合流式下水道緊急改善事業の創設 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 領家下水処理場廃止（3月） （南部第6準幹線へ接続） 下水処理センターの名称をポンプ場管理センターに改める（4.1） 荒川町ポンプ場供用開始（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備重点計画法（3月） 特定都市河川浸水被害対策法（6月） 第1次社会資本整備重点計画閣議決定（10.10） （平成15～19年度、普及率72%）
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 下水道法施行令一部改正に伴う雨天時放流水質測定開始（流域下水道一斉採水） 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道法施行令一部改正（4.1） 新潟県中越地震（10.23）
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道緊急改善計画について国土交通省の同意（3.31） 旧鳩ヶ谷市の合流式下水道緊急改善計画について国土交通省の同意（3.31） 	
平成19年		<ul style="list-style-type: none"> 都市水害対策共同事業の創設
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> 旧鳩ヶ谷市の下水道地震対策緊急整備計画について国土交通省の同意（3.31） 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道長寿命化支援制度の創設
平成21年		<ul style="list-style-type: none"> 第2次社会資本整備重点計画閣議決定（3.31） （平成20～24年度、普及率78%） 下水道総合地震対策事業の創設 下水道浸水被害軽減総合事業の創設
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道緊急改善計画（変更）について国土交通省の同意（3.31） 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金の創設
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> 旧鳩ヶ谷市と合併（10.11） 	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（3.11） 下水道法一部改正 （地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 第1次（5.2）、第2次（8.30）） 国土交通省都市・地域整備局下水道部から水管理・国土保全局下水道部へ組織改正（7.1）

年 次	本市の主な下水道関係事項	国の主な下水道行政
平成24年		<ul style="list-style-type: none"> 第3次社会資本整備重点計画閣議決定（8.31） （平成24～28年度、 汚水処理人口普及率95%）
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道緊急改善計画（変更）について国土交通省の同意（3.29） 	
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> 川口都市計画と鳩ヶ谷都市計画を統合（2.4） 川口都市計画を変更し、天神橋ポンプ場の計画を廃止（11.17） 下水道総合地震対策計画について、国土交通省に提出、受付（12.17） 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の利用の推進に関する法律（4.2）
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 桜町浸水対策貯留管及び雨水排水ポンプが完成（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正（5.20） 最大規模の洪水・内水・高潮への対策（ソフト対策）（7.19施行） 下水道法改正（5.20） 官民連携による浸水対策（ハード対策）、再生可能エネルギーの活用等（7.19一部施行） 下水道の維持修繕基準の創設等（11.19完全施行） 第4次社会資本整備重点計画閣議決定（9.18） （平成27～32年度、 汚水処理人口普及率96%）
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> 辻ポンプ場が稼動（4月） 川口下水道総合管理センター（旧領家処理場）の計画を廃止（8月） 並木元町雨水調整池の本体工事竣工（10.31） 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震（4.16）
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> 下水道長寿命化計画（南部第4-2処理分区）について、埼玉県に提出、受付（2.1） 川口市合流式下水道緊急改善計画事後評価について国土交通省に提出（2.16） 旧領家処理場跡地売却（3月） 辻ポンプ場が完成（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月九州北部豪雨（7.5～6）